本県農政水産部とベトナム国立農業大学投資開発サービス有限責任会社との農業分野における特定技能人材の確保・育成に係る覚書の締結について

令和6年12月9日 担い手農地対策課

1 概要

本県農業分野における特定技能人材受入れ体制強化を目的に、令和4年10月に締結した本県とベトナム国立農業大学の連携合意に基づき、本県農業分野の特定技能人材の確保・育成を目的とした覚書を締結するもの

2 締結相手

ベトナム国立農業大学投資開発サービス有限責任会社(以下「VNUA-IDS」という。) ヴ・ゴック・フエン 取締役会長(ベトナム国立農業大学副学長)

※ベトナム国立農業大学内に設置された送出機関で、同大学と連携した外国人材の 送り出しや日本語教育を行っている。

3 覚書の締結の理由

- 本県農業分野における特定技能人材の<u>受入れ需要の高まり</u> (本県農業分野の特定技能人材 R5:446 人、R6:582 人)
- 他県との人材獲得競争に対応した、安定的な人材受入れ体制の確立
- 令和6年3月から、<u>ベトナム国内で初めて農業技能測定試験が実施</u>され、在留資格「特定技能1号」(農業分野)が取得可能に。

4 覚書の主な内容

- ○ベトナム国内における人材確保に関すること
- ○在留資格「特定技能(農業分野)」の取得に向けた学習支援に関すること
- ○宮崎県内に就労する人材への入国前教育(宮崎授業[※])に関すること
- ○宮崎県内への就労支援に関すること
- ○入国後のサポートに関すること
- ※宮崎授業:宮崎県の農業、方言、文化等を事前学習する取組

5 覚書締結の主なメリット

本県農業分野の外国人材の<u>約3割を占める送出国であるベトナム</u>で、農業に精通した学生等を多数擁する人材育成機関との協力関係を直接構築することにより、<u>効果的</u>かつ安定的に、高度な人材の確保が可能となる。

特に、<u>肉用牛とブロイラー</u>については、国の制度上、技能実習生の受入期間が1年と短いことから、本覚書を締結することによって、特定技能人材による安定した労働力確保体制の構築に繋がる。

6 覚書締結式

日 時: 令和6年12月13日 16時00分から17時00分まで(日本時間)

場 所:ベトナム国立農業大学(ベトナム国ハノイ市) 出席者:VNUA-IDS 取締役会長 ヴ・ゴック・フエン氏

宮崎県農政水産部長 殿所 大明

7 締結後の本県の取組(案)

- ○当面は農業分野が先行して対応
- ○農業分野での取組や状況を確認しながら他の産業への展開を検討